

### Ⅲ ドイツ連邦共和国における労働災害発生状況について

(作成者注：以下の記述において、(イタリック体でのカッコ書き)は、作成者が文意を補足するために加えたものであることを示す。)

#### 1 基本的事項

ドイツで労働安全衛生を所管する官庁である労働社会問題省 (Bundesministerin für Arbeit und Soziales ; 略称 : BMAS) は、労働災害発生状況に関して、統計資料を公表していない。その理由は、ドイツでは、ドイツ法定災害保険 (Deutsche Gesetzliche Unfallversicherung ; 略称 : DGUV。以下単に「DGUV」という。) が確立しており、産業部門及び公務部門における災害保険者並びに地方自治体の災害保険者の協会のための法定の災害保険制度は、共通の傘であるこの DGUV によって代表されているからであろう。ドイツでは毎年春に、DGUV が労働災害に関する年報を公表しており、現時点では 2015 年の労働災害に関して公表された年報 (DGUV-Statistiken für die Praxis 2015; 英語版も、DGUV Statistics 2015 年 Figures and long-term trends として公表されている。) が最新のデータとなっている。以下、この英語版の資料を基にして、ドイツの労働災害発生状況の概要に関して、作業関連災害、通勤災害、職業性疾病等を中心にこれらの状況を紹介する。

(この資料の所在 ; <http://www.dguv.de/medien/inhalt/zahlen/documents/dguvstatistiken2015e.pdf> )

#### 2 (傷害を伴う) 労働災害及び通勤災害発生状況

- (1) 産業部門及び公務部門の災害保険制度の適用の範囲内で 2015 年は 866,056 件の作業関連災害 (死亡又は 3 日超の休業) が起こったが、これは前年比 0.4% の減少であった。フルタイム労働者に換算して 1,000 人当たりの作業関連災害は、21.98 と前年比 1.3% の減少であった。(第 1 表参照。以下 (2) においても同じ。)  
(訳者注：この「フルタイム労働者換算 1,000 人当たりの作業関連災害」については、日本の「産業別年千人率」がそれに相当するデータであると考えられる。2014 年における日本のこれらのデータは、製造業で 2.9、建設業で 5.0、陸上貨物運輸業で 8.4 (資料出所：いずれも労働者死傷病報告、総務省「労働力調査」から厚生労働省発表) とされているので、ドイツにおける労働災害発生率は、日本のものよりは高いと推定される。)
- (2) 2015 年には、14,460 の年金又は死亡給付金の支払対象となる重大作業関連災害が記録された。フルタイム労働者換算 (FTE) 1,000 人当たりの重大作業関連災害は、2014 年の 0.372 から 2015 年の 0.367 に 1.4% 低下した。作業関連死亡災害は 470 人であった。  
(訳者注：ドイツでは、雇用者数が約 3,551 万人 (2014 年) であることから、死亡災害数が 470 人であることは、雇用者 1 万人当たりの災害死亡者数約 0.13 人を意味すると試算される。一方、日本では、雇用者数は約 5,595 万人 (2014 年 12 月現在。資料出所：内閣府) であり、2015 年における産業別労働災害死亡者数は全産業で 972 人であることから、雇用者数 1 万人当たりの災害死亡者数を試算すると約 0.17 となる。したがって、ドイツのそれは日本に比較してやや低い水準にある。なお、日本の業種別労働災害死亡者数は、2015 年には製造業で 160 人、建設業で 327 人、第三次産業で 248 人である。(資料出所：厚生労働省安全課調べ)
- (3) 産業部門及び公務部門で報告された通勤災害は 179,181 件で、前年と比較すると 1,000 の保険関係当たり 3.75 から 3.78 に少し増加した。(第 2 表参照)

- (4) 2015年には4,809件の新たな通勤災害年金給付があったが、これについては、1,000の保険関係当たりで比較すると、2014年の0.108から2015年は0.102に減少(減少率: -5.6%)したことを表している。
- (5) 通勤死亡災害の数は、前年の322件から2015年は348件に増加した。(第1表参照)

第1表

Work-related and commuting accidents 作業関連及び通勤災害	Accident insurance in industrial and public sector 産業及び公務部門における災害保険			
	2014	2015	Change in % 百分率での変化	
Reportable work-related accidents 報告された作業関連災害	869,817	866,056	-	0.43
per 1,000 full time equivalent employees (FTE) フルタイム労働者換算 (FTE) 1000人当たり(の発生率)	22.47	21.98	-	1.30
Reportable commuting accidents 報告された通勤災害	174,240	179,181	+	2.84
per 1,000 insurance relationships 1,000保険関係当たり(の発生率)	3.75	3.78	+	0.88
<b>Reportable accidents, total</b> 報告された事故の合計	<b>1,044,057</b>	<b>1,045,237</b>	+	<b>0.11</b>
New work-related accident pensions 新たな作業関連災害年金	14,540	14,460	-	0.55
per 1,000 full time equivalent employees (FTE) フルタイム労働者換算 (FTE) 1,000人当たり(の発生率)	0.372	0.367	-	1.41
New commuting accident pensions 新たな通勤災害年金	4,997	4,809	-	3.76
per 1,000 insurance relationships 1,000保険関係当たり(の発生率)	0.108	0.102	-	5.59
<b>New pensions, total</b> 新たな年金の合計	<b>19,537</b>	<b>19,269</b>	-	<b>1.37</b>

Fatal work-related accidents 作業関連死亡災害	483	470	－	2.69
Fatal commuting accidents 通勤死亡災害	322	348	＋	8.07
<b>Fatal accidents, total</b> <b>死亡災害合計</b>	<b>805</b>	<b>818</b>	<b>＋</b>	<b>1.61</b>

産業部門及び公務部門並びに同業者災害保険（Gewerbliche Berufsgenossenschaften；略称 BG）別の、報告された災害件数の合計は第 2 表、フルタイム労働者換算 1,000 人当たりの報告された災害件数は第 3 表のとおりです。

第 2 表 部門別及び同業者組合別の報告された労働災害の総件数

部門別又は同業者組合別の区分	2005 年	2010 年	2013 年	2014 年	2015 年
産業部門の法定災害保険の合計	801, 834	840, 848	790, 287	785, 248	779, 106
101 原材料及び化学工業同業者組合	25, 302	22, 689	22, 217	22, 078	22, 234
102 木材木製品及び金属産業同業者組合	172, 662	163, 864	158, 145	155, 771	151, 179
103 エネルギー、繊維及びメデア産業同業者組合	57, 733	63, 206	59, 445	57, 993	56, 135
104 建設物業同業者組合	123, 647	117, 736	105, 246	103, 731	102, 333
105 食料品及び仕出し業同業者組合	92, 080	72, 921	68, 806	67, 669	67, 622
106 通商及び流通業同業者組合	90, 615	100, 417	104, 893	102, 029	102, 766
107 運輸業同業者組合	55, 572	60, 995	57, 435	56, 148	57, 722
108 管理運営プロフェッショナル同業者組合	139, 240	174, 779	145, 802	147, 782	147, 156
109 健康及び福祉サービス同業者組合	44, 987	64, 241	68, 296	72, 047	86, 950
公務部門の災害保険全体	<b>13, 098</b>	<b>113, 611</b>	<b>84, 227</b>	<b>84, 569</b>	<b>86, 950</b>
合計	<b>931, 932</b>	<b>954, 459</b>	<b>874, 514</b>	<b>869, 817</b>	<b>866, 056</b>

資料出所：ドイツ法定災害保険統計;水準と長期的傾向（Deutsche Gesetzliche Unfallversicherung（略称DGUV）STATISTICS 2013、2014、2015: Figures and Long term trend）中の表6から、5年ないし3年間隔で示されている統計から2005、2010、2013、2014、2015年を抜粋した。以下第3表も同じ。

上記資料の所在：<http://www.dguv.de/en/facts-figures/work-related/index.jsp>

第3表 報告された労働災害の部門別、同業者労災組合別、フルタイム労働者換算1,000人当たりの件数

部門別又は同業者組合別の区分	2005年	2010年	2013年	2014年	2015年
産業部門の法定災害保険の合計	27.23	26.44	23.47	23.22	22.82
101 原材料及び化学工業同業者組合	20.42	19.24	18.29	18.26	18.34
102 木材木製品及び金属産業同業者組合	43.61	42.62	38.30	39.45	36.97
103 エネルギー、繊維及びメディア産業同業者組合	18.38	21.84	18.91	18.39	18.31
104 建設物業同業者組合	66.96	66.54	57.32	55.87	55.49
105 食料品及び仕出し業同業者組合	48.66	40.13	35.98	35.17	34.91
106 通商及び流通業同業者組合	24.50	26.85	24.67	23.66	22.90
107 運輸業同業者組合	41.38	42.92	39.26	38.28	41.74
108 管理運営プロフェッショナル同業者組合	15.69	15.82	12.97	12.96	12.69
109 健康及び福祉サービス同業者組合	13.04	15.72	15.22	15.84	15.88
公務部門の災害保険全体	26.18	22.10	16.21	16.14	16.54
合計	27.08	25.84	22.50	22.27	21.98

### 3 職業性疾病の発生状況

#### (1) 概要

次の第4表及び第5表、また、第1図に、ドイツにおける職業性疾病の発生状況（その中期的な傾向を含む。）を示した。

- ① 第4表に示したように、2015年には、職業起因性であることが確定された職業性疾病の総数は、37,149件で、その前年（2014年）よりも件数で395件、1.1%増加した。
- ② 第5表に示した職業性疾病の部門別、同業者労災保険組合（BG:Berufsgenossenschaften）別の発生状況（1995年以降の原則5年毎）を産業部門について2015年についてみると、102 木製品及び金属産業BGが最も多く4,989件、次に104 建設産業BGが4,053件、以下101 原材料及化学産業BGが2,166、103 エネルギー、繊維製品、電機及びメディア製品BGが1,353件等となっている。
- ③ 第6表に示したように、2015年における職業病の種類別内訳をみると、「皮膚疾患」が最も多く28,368件、以下「物理的因子」が23,773件（うち、騒音が11,922件）、呼吸器系並びに肺、胸膜及び腹膜によるものが16,422件、化学的因子によるものが3,589件等となっており、皮膚疾患及び騒音（職業性難聴）が多いことが注目される。

（作成者注：2015年における日本の疾病別業務上疾病者数は、次の表のとおりである。）

業務上疾病の種類	罹患者数（人）
負傷に起因する疾病	5,339
物理的因子による疾病	695
作業態様に起因する疾病	419
化学物質による疾病	250
じん肺およびじん肺合併症	251
その他の疾病	414
合計	7,368

- ④ 第7表に示した 職業性疾病による死亡件数の5年毎(1995年、2000年、2005年、2010年)、2013年、2014年及び2015年における推移をみると、経年的には徐々に減少はしている傾向にはあるが、その減少の程度はあまり多いものではないことがわかる。
- ⑤ 第1図に示したように、認定された職業性疾病の長期的な傾向についても、経年的には徐々に減少はしている傾向にはあるが、その減少の程度はあまり多いものではないことがわかる。

第4表 職業病としての決定済み件数

分類	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2014年に比較して、2015年の増減	
								件数	増減率(%)
1 職業起因性としての確定件数	25,570	31,219	34,573	35,293	36,202	36,754	37,149	+395	+1.1
2 1のうち、職業病としての認定件数	16,078	15,461	15,262	15,291	15,656	16,112	16,802	+690	+4.3
3 2のうち、新たな年金支給決定件数	6,643	6,123	5,407	4,815	4,815	5,155	5,049	-106	-2.1
4 休業を伴うものとして追加的な補償を要求することとなる件数	9,492	15,758	19,311	20,546	20,546	20,642	20,347	-295	-1.4
5 職業起因性ではないとして決定された件数	37,132	37,967	37,165	36,725	36,725	38,425	38,941	+516	+1.3
6 職業起因性か否かが確定された件数 (1+5)	62,702	69,186	72,927	71,389	72,927	75,179	76,090	+911	+1.2

作成者注：

- 1 2010年には、皮膚疾患に関する（補償）制度が改善されたため、その前年（2009年）より件数の増加が顕著になっている。
- 2 この表は、原典(DGUV Statistics 2015, Figures and long-term trends)の Table 21 を作成者が抜粋して翻訳したものである。

第5表 ドイツの認定された職業性疾病の部門別、同業者労災保険組合 (BG:Berufsgenossenschaften) 別の発生状況 (1995年以降の5年ごと、2015年まで)

部門別又はBG別	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年
<b>産業部門の法定災害保険の合計</b>	<b>20,886</b>	<b>16,414</b>	<b>14,920</b>	<b>14,612</b>	<b>15,636</b>
101 原材料及び化学工業 BG	6,261	4,007	3,884	4,362	2,166
102 木製品及び金属産業 BG	6,318	4,998	4,570	4,545	4,989
103 エネルギー、繊維製品、電機及びメデア製品 BG	1,599	1,227	1,288	1,103	1,353
104 建設産業 BG	3,287	2,779	2,520	2,013	4,053
105 食糧品及び仕出し業 BG	1,366	884	364	398	565
106 商業及び流通産業 BG	583	556	424	361	691
107 運輸産業 BG	273	342	206	184	243
108 管理運営プロフェッショナル BG	652	654	636	701	706
109 健康及び福祉サービス業 BG	1,547	967	1,028	945	869
<b>公務員部門</b>	<b>1,050</b>	<b>1,582</b>	<b>994</b>	<b>842</b>	<b>1,157</b>
<b>合計</b>	<b>22,936</b>	<b>17,996</b>	<b>15,914</b>	<b>15,454</b>	<b>16,793</b>

備考：

- 1 この表は、原典の表 29 から訳者が抜粋して作成した。
- 2 Deutsche Gesetzliche Unfallversicherung e.V. (DGUV)におけるこの表の作成時点と、それぞれの個別の表との作成時点に時間的ずれがあるため、各年の統計の数（例えば、表 31 の統計の数）が若干（多くて数十件）異なることがある。
- 3 各種学校の生徒の災害保険組合 (Pupil accident insurance) のデータは、掲載を省略した。

第6表 2015年における職業病の種類別内訳

グループ	サブグループ	職業病の疑いがあるとして届け出られた件数	職業病による死亡件数	決定件数					
				合計	職業起因性として確定されたもの			職業起因性ではないとして決定された件数	
					合計	職業病として認定された件数	休業を伴うものとして追加的な補償を要求することとなる件数		
					合計	左の欄のうち、新しい年金受給件数			
1	化学的因子によるもの (Conditions due to chemical agents)	3,731	164	3,589	613	599	504	14	2,976
	11 金属及びメタロイド（半金属）によるもの (Metals and metalloids)	325	14	296	31	31	21	—	265
	12 窒息性のガスによるもの (Asphyxiating gases)	41	1	42	14	14	2	—	28
	13 溶剤、農薬及び他の化学物質 (Solvents, pesticides and other chemical substances)	3,365	149	3,251	568	554	481	14	2,683

2	物理的因子によるもの (Conditions due to Physical agents)	23,884	42	23,773	7,603	7,453	901	150	16,170
	21 機械的因子 (Mechanical agents)	11,653	—	11,502	1,345	1,195	559	150	10,157
	22 圧縮空気 (Compressed air)	2	—	2	—	—	—	—	2
	23 騒音 (Noise)	11,874	—	11,922	6,216	6,216	306	—	5,706
	24 放射線 (Radiation)	355	42	347	42	42	36	—	305
3	感染因子又は熱帯性疾病を 含む寄生虫によるもの	2,542	14	2,246	969	969	62	—	1,277
4	呼吸器系並びに肺、胸膜及 び腹膜によるもの (Contitins due of the respiratory passages and the lungs, the pleura and the peritoneum)	15,924	2,118	16,422	5,714	5,410	3,130	304	10,708
	41 無機粉じん	12,445	2,065	12,682	4,741	4,741	2,815	—	7,941
	42 有機粉じん	234	17	234	80	80	59	—	154
	43 気管系の傷害	3,245	36	3,506	893	589	256	304	2,613
5	皮膚疾患によるもの	29,573	2	28,368	22,030	2,151	384	19,879	6,338
6 (その他)	鉱夫の眼震症 ( Miner ' s nystagmus)	—	—	—	—	—	—	—	—

	旧東ドイツの職業病として補償されたもの	—	38	55	9	9	9	—	46
	その他の職業病	1,337	31	1,637	211	211	59	—	1,426
合計		76,991	2,409	76,090	37,149	16,802	5,049	20,347	38,941

作成者注：

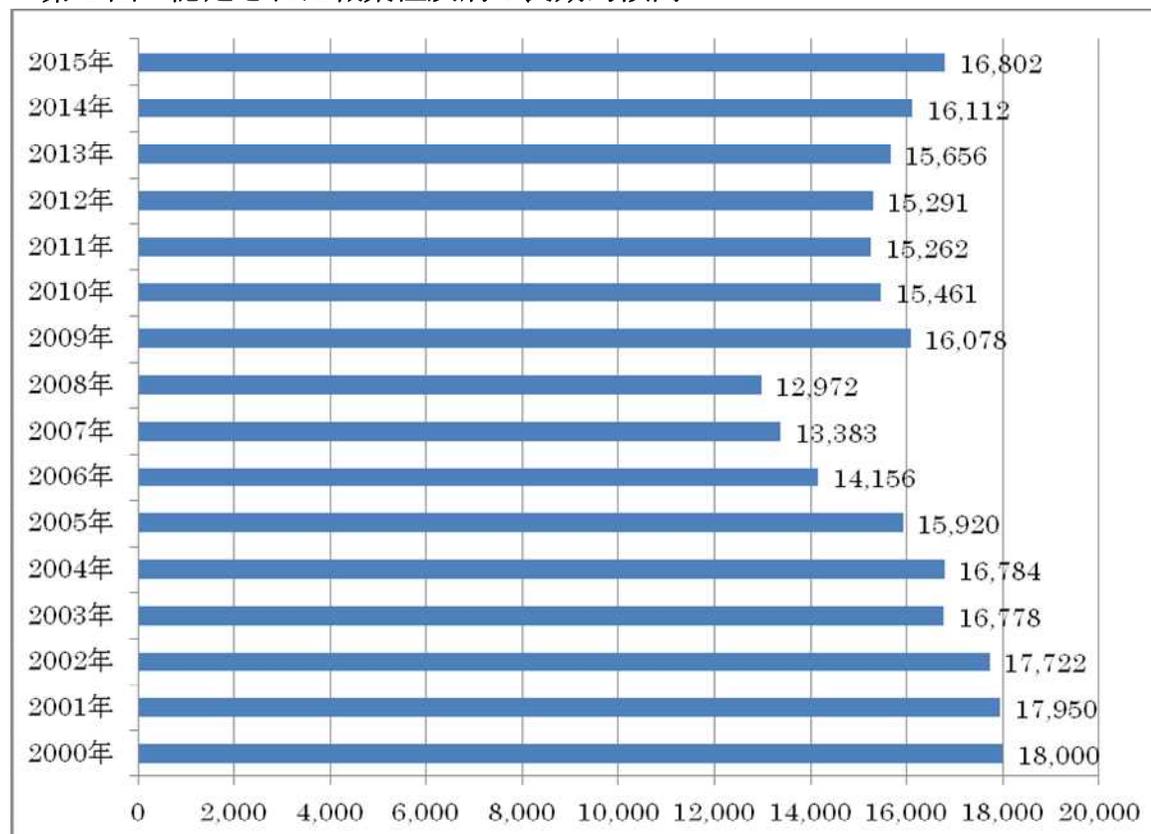
- 1 この表は、原典(DGUV Statistics 2015, Figures and long-term trends)の Table 22 を作成者が翻訳したものである。
- 2 この表において、「決定件数」のうちの「合計」の欄に計上されている件数は、「職業起因性として確定されたもの」のうち、「職業病として認定された件数」の「合計」の欄に掲げられている件数と「休業を伴うものとして追加的な補償を要求することとなる件数」との和に一致している。

第7表 職業性疾病による死亡件数の5年毎(1995年、2000年、2005年)、2013年、2014年及び2015年における推移

	1995年	2000年	2005年	2010年	2013年	2014年	2015年
職業性疾病による年毎の死亡件数の合計	2,758	2,357	2,564	2,456	2,343	2,457	2,409
1995年を100とした場合の指数の推移	100.0	85.5	93.0	89.0	85.0	89.1	87.3

作成者注：この表は、原典(DGUV Statistics 2015、Figures and long-term trends)の Table 27 を抜粋して作成者が翻訳したものである。

第1図 認定された職業性疾病の長期的傾向



認定された職業性疾病の長期的な傾向 (2000年～2013年)	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2009年	2010年	2011年
件数	18,000	17,950	17,722	16,778	16,784	15,920	14,156	13,383	16,078	1,5461	15,262
	2012年	2013年	2014年	2015年							
	15,291	15,656	16,112	16,802							

作成者注：この棒グラフは、作成者が原典(DGUV Statistics 2015, Figures and long-term trends)のTable31に掲げられているデータのうち、2000年から2015年までのデータに基づき、この棒グラフを作成したものである。

#### 4 (傷害を伴う) 労働災害、通勤災害及び職業性疾病、治療、被災労働者(その遺族を含む。)に対する年金等に要した費用

(傷害を伴う) 労働災害、通勤災害及び職業性疾病を補償するために要した費用を第8表に、これらの治療に要した費用を第9表に、年金支給に要した費用を第10表に、それぞれ示した。

第8表 補償に要した費用

年	費用 単位：1000 ユー ロ	対前年との増 減率%	フルタイム労 働者換算 1 人 当たりの費 用；単位 1000 ユーロ（脚注 1)	賃金 100 ユー ロ当たりの額 （脚注 2）
2011 年	9,369,686	+0.7	238	1.03
2012 年	9,460,441	+1.0	237	1.00
2013 年	9,597,733	+1.5	235	0.98
2014 年	9,769,448	+1.8	237	0.96
2015 年	9,943,043	+1.8	240	0.94

脚注 1：産業部門及び公務部門（公務部門のうち、学生、生徒及び児童のものを除く。）

脚注 2：産業部門のみを示す。

資料出所：ドイツ法定災害保険統計:水準と長期的傾向 2015（Deutsche Gesetzliche Unfallversicherung（略称 DGUV）STATISTICS 2014 ;Figures and Long term trend）中の表 35 から、2011 年から 2015 年までの統計数字を抜粋した。以下第 10 表まで同じ。

第9表 治療に要した費用（傷害に対する特別の援助を含む。脚注参照）

年	単位：1,000 ユーロ		対前年との増減率%	
	合計	傷害に対する特 別の援助	合計	傷害に対する特 別の援助
2011	3,617,276	602,100	+3.2	+3.1
2012	3,677,790	602,522	+1.9	+0.1
2013	3,813,642	640,067	+3.7	+6.2
2014	3,965,957	658,769	+4.0	+2.9

2015年	4,084,241	680,664	+3.0	+3.3
-------	-----------	---------	------	------

脚注；原典の表 36 から抜粋

第 10 表 年金支給に要した費用（単位；1000 ユーロ、脚注参照）

年	保険対象者 自身に対す るもの	配偶者に対 するもの	孤児に対す るもの	その他の受 給権者	合計
2011	3,954,730	1,322,278	92,666	211	5,369,884
2012	3,975,382	1,328,316	89,732	218	5,393,648
2013	3,980,744	1,330,928	85,001	191	5,396,863
2014	4,005,807	1,332,015	79,756	185	5,417,763
2015	4,039,730	1,339,334	77,455	243	5,456,762

脚注：

- 1 一時金を除く。
- 2 各年の合計の数字は、各構成要素の四捨五入等の関係から、一の位が一致しないものがある。
- 3 原典の表 37 から抜粋した。